

市・県民税の申告と 所得税の確定申告

申告は
期間内に

申告期間は2月16日(火)～3月15日(火)

市・県民税の申告は、平成28年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務づけられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。

市・県民税の申告

申告が必要な方

平成28年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の確定申告をした方は不要です。

◆給与所得者

① 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない方（市への提出の有無は勤務先にご確認ください。パート、アルバイトなども含まれます）

② 給与所得以外に所得がある方（営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方）

◆給与所得者以外の方

① 所得税が課税になる所得金額に達しない営業・農業・不動産・雑などの所得がある方

② 公的年金の所得者で、扶養、社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける方

◆市内に事業所、事務所、住宅があり、狭山市以外に住所がある方
他の市町村で課税されている方も

市内に事業所や住宅がある場合、申告が必要な場合があります（事業所課税・家屋敷課税の対象）。

※収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金

所得税の確定申告

確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。所得税の還付申告は、1月4日(月)から所沢税務署で受け付けています。

申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。

◆給与所得者

① 勤務先で年末調整を受けていない方（途中退職した方を含む）

② 2か所以上から給与の支払いを受けている方（前職分を含んだ年末調整をした方を除く）

③ 年収が2千万円を超えている方

④ 給与所得以外の所得が20万円を超えている方

⑤ 雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除などを受ける方

◆給与所得者以外の方

① 営業・農業・不動産・雑（公的年金を含む）などの所得が所得控除を超えている方

※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得の金額が20万円以下である場合は確定申告書は提出しなくてもよいことになっています。ただし、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公

的年金等を受給されている方には適用されません

※確定申告が不要な方でも、申告をすることで源泉徴収されている所得税が還付されることがあります

② 土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書作成コーナーなどを利用し、ご自身で作成のうえ、郵送か持参で所沢税務署（〒359-8601 所沢市並木1-7）へ提出してください。

受付日時 2月16日(火)～3月15日(火) 9時～17時(土・日曜日を除く)。ただし、2月21・28日の日曜日は申告を受け付けていません

※会場が混雑している場合には、申告の受け付けを早めに締め切ることがあります

※国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると、インターネット経由で休日や夜間でも申告することができます

税理士による無料税務相談

年収600万円以下の給与・年金所得者で、医療費控除を受けた方や途中退職した方に、無料で申告相談と申告書作成を行います。相談期間 2月1日(月)～15日(月)(土・

60歳以上の方の出張申告会場

受け付ける申告の種類は、市役所会場と同じです。パソコンで申告書を作成します。

実施日	受付会場	受付時間
2月3日(水)	新狭山地区センター	9時～11時
	堀兼公民館	14時～16時
2月4日(木)	柏原公民館	
2月5日(金)	狭山台公民館	9時～11時 13時～15時
2月8日(月)	水野公民館	
2月9日(火)	入曽公民館	
2月10日(水)	奥富公民館	9時～11時
	水富公民館	14時～16時
2月12日(金)	広瀬公民館	9時～11時
		13時～15時

※会場には、申告者用の駐車場はありませんのでご注意ください

市役所での申告書の受付

市役所会場では、パソコンを使って申告書を作成するため、事前に申告用紙を入手する必要はありません。なお、医療費控除などの申告には、事前に明細書の作成をお願いします。

受付日時 2月16日(火)～3月15日(火) 9時～16時(土・日曜日を除く)。ただし、2月21・28日の日曜日は申告を受け付けていません。受付は15時まで。申告会場市役所6階会

日曜日・祝日を除く。相談場所指定の税理士事務所 ※予約が必要 申込み関東信越税理士会所沢支部（土・日曜日、祝日を除く、10時～12時と14時～16時）へ ☎2993・0822

納税は期限内にお忘れなく

平成27年分の所得税の納期限は、3月15日(火)です。納め忘れのないようご注意ください。

納付は、口座からの振替納税が大変便利です。すでに利用されている方は、預貯金口座の残高の確認をお願いします。

28年度の主な税制改正

「ふるさと納税の特例控除 限度額の拡充」

地方団体に対する寄附金に係る税額控除について、基本控除に加算される特例控除額の上限が、市・県民税の所得割額の2割に拡充されました（従来は1割）。

問合せ

■市・県民税に関すること 市民税課 へ内線1094
■所得税に関すること 所沢税務署 へ ☎2993・9111(自動音声) に従って用件をお選びください

市・県民税の申告や確定申告に必要なもの

- ① 印鑑、筆記用具、電卓など
- ② 平成27年中の収入金額が分かる資料
源泉徴収票、支払調書など
- ③ 各種控除に必要な資料
平成27年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書
または市から送付された納付済額のお知らせなど
- ▼ 国民年金保険料の支払い証明書か領収書
- ▼ 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ④ 障害者控除を受ける方
障害者手帳、障害者控除対象認定書など
- ⑤ 医療費控除を受ける方
平成27年中に支払った病院薬局などの領収書
- ▼ 平成27年中の支払いに対して、保険金などで補てんされた金額（今後、支払われるものも含む）の分かるもの
- ▼ 個人や病院ごとにまとめた明細書
- ⑥ 所得税の還付申告をする方
申告者名義の預貯金通帳など（支店名、口座番号が分かるもの）

※12ページに関連記事があります